

○厚生労働省告示第九十九号

薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）第七十七条の二第一項の規定に基づき、希少疾病用医療機器として次のものを指定したので、同条第二項の規定により公示する。

平成二十二年三月二十三日

厚生労働大臣 長妻 昭

医療機器の名称 予定される使用目的、効能又は効果 申請者の氏名又は名称 指定年月日

及び住所

胎児シャント 本品は内腔くうちやうを有するシャントチューブを 株式会社 八光 平成二十二年

胎児の胸腔きゆうこうから母体の羊水腔ようすいこうまで通し 長野県千曲市大字戸倉 三月十九日
て留置し、胎児胸腔きゆうこうに貯留した胸水を羊 温泉三〇五五番地

水腔くわうへ持続的に排出することを目的とする。これにより胎児水腫じゆを改善し、肺低形成を予防し、妊娠期間を延長させる。